

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
（特別目的会社の特則） 第二十條の十五 前條の規定にかかわらず、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社及び事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この条及び第五十二條の十二の二第三項において同じ。）については、次に掲げる要件のいづれにも該当する場合には、当該特別目的会社に資産を譲渡した相互会社の実質子会社に該当しないものと推定する。 一・二 （略） （保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者） 第五十二條の十二の二 （略） 2 （略） 3 特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産の流動化に関する法律第二条第十二項（定義）に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されている	（特別目的会社の特則） 第二十條の十五 前條の規定にかかわらず、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社及び事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この条及び第五十二條の十二の二第三項において同じ。）については、次に掲げる要件のいづれにも該当する場合には、<u>当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した相互会社の実質子会社に該当しないものと推定する。</u> 一・二 （略） （保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者） 第五十二條の十二の二 （略） 2 （略） 3 特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産の流動化に関する法律第二条第十二項（定義）に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されている

ときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

4
(略)

ときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

4
(略)